



No.1247

1月から「個人番号カード」の交付が始まります

※お問い合わせ先
住民税務課住民G ☎662・2593

平成28年1月以降、「個人番号カード」を申請された方へ「交付通知書ハガキ」が届きますので、ハガキに記載された期限までにカードをお受け取りください。

- 交付場所 役場1階 ①番総合窓口
- 持ち物 交付通知書ハガキ、個人番号通知カード、運転免許証などの本人確認書類、住民基本台帳カード（お持ちの方）のほか、カードに設定する暗証番号をあらかじめ考えておいてください。

●その他 詳細については、事前にお送りする交付通知書ハガキの内容をご覧ください。「個人番号カード」をこれから申請したいという方は、個人番号通知カードに同封された交

付申請書を返信用封筒に入れて、郵便ポストに投函してください。
マイナンバー関連の詐欺にご注意ください！

役場職員が電話で個人番号を聞き出そうとしたり、カードを訪問してお預かりするようなことは決してありません。十分ご注意ください。

油の流出事故に注意しましょう

※お問い合わせ先
建設課建設整備G ☎662・2116

これからの時季、暖房器具への灯油の使用が多くなり、給油の際に油流出事故が多くなります。

- ▼ 次のことに注意し、油の流出事故を未然に防ぎましょう。
- ▼ ホームタンクや配管の定期的な点検を必ず行いましょう。
- ▼ 給油中は絶対にその場を離れないようにしましょう。

▼ 配管を保護するなどして、破損事故を防ぎましょう。
※万が一、油の流出事故が発生した場合は、至急ご連絡ください。

小型除雪機を貸出します

※申請・お問い合わせ先
健康福祉課福祉G ☎662・2673

高齢者や障がい者など、自力で除排雪ができない世帯や生活道路等の除排雪作業を行うボランティア団体等に対し、町が保有する小型除雪機の貸出しを行います。

- 貸出先 町内会、消防団、ボランティア団体など
- 貸出機械及び歩板 小型除雪機ハンドガイド式11・8馬力級、アルミ歩板一式
- 貸出期間 1回の貸出しは原則2日以内（休日中の貸出しは休日前の夕方（休日明けの朝まで））
- 費用 貸出料は無料。燃料費、傷害

今月の納税等

納期限 12月28日(月)

- 固定資産税 3期
- 国民健康保険税 6期
- 介護保険料 6期
- 後期高齢者医療保険料 6期

※税額に変更のある方については12月15日(火)に変更の通知を発送します。お手元に届いた方は内容をご確認のうえ納付してください。

※お問い合わせ先
住民税務課税務G ☎662-2112

除排雪作業にご協力をお願いします

町では積雪時に安全で円滑な道路交通を確保するため、除雪作業を行っています。除雪作業に対する要望が毎年数多く寄せられますが、全てに対応することはできません。地域ぐるみの協力が必要となります。除雪作業を円滑に実施するため、次のような点について皆様のご理解とご協力をお願いします。

1. 間口の雪処理にご協力ください

除雪車が道路を除雪した後、かき分けられた雪が各家庭の間口に堆雪することがあります。限られた時間と除雪車での除雪作業となり、沿道の一軒一軒の出入り口の確保や、各家庭に合わせた作業はできません。ご自宅の間口の雪の処理については、町民の皆様のご協力をお願いします。個人の宅地内の排雪を行う場合は、指定の雪捨場へ搬入してください。

2. 路上駐車はやめましょう

路上駐車は、除雪の妨げとなるだけでなく緊急車両の通行の支障となりますので、絶対にしないでください。路上駐車されている道路は除雪を中断せざるを得ない場合もあります。地域で互いに注意し、路上駐車をなくしましょう。
※山形警察署の指導により、発見し次第、警察に通報することとなっています。

3. 道路（車道や歩道）への雪出しはやめましょう

除雪後の道路に、各家庭や事業所の雪を押し出している光景が見受けられます。道路がでこばこになり交通事故や交通障害の原因となり危険です。屋根の雪、宅地内の雪は道路に出さないでください。個人の住宅内の排雪を行う場合は、指定の雪捨場へ搬入してください。

4. 屋根雪の道路への落雪は、交通障害を起こすだけでなく、人命に関わる場合がありますので、危険な場所については、落下防止策を講じたり、雪下ろしをしてください。

5. 国道・県道・町道の順に優先される除雪作業の原則から、生活道路等の除雪は遅れる場合があります。また、除雪車の入れない狭い道路については町では除雪できません。地域ぐるみで対応して下さるよう、ご協力をお願いします。

6. 庭木の枝が積雪により道路にはみ出し、除雪作業の支障になる場合がありますので、はみ出すおそれのある枝は事前に伐採するか、縄等で固定するようにしてください。

7. 側溝に雪を捨てると、側溝が詰まり、水害が発生することがありますので、側溝に雪を捨てないでください。

8. 各地区に設定してある除雪路線ごとの雪押し場（空き地、農地等）の借地は、地元で所有者の方へ連絡などの対応等をお願いします。

9. 除雪車による工作物等の破損が発生した場合には、直ちに町へ連絡していただきますようお願いいたします。

※お問い合わせ先 建設課建設整備G ☎662-2116